

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率を下記のとおり公表します。

令和4年8月30日

尾張旭市長 森 和 実

記

1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.65)	— (17.65)	3.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率の「—」は、実質赤字額がないことを示しています。
- 2 連結実質赤字比率の「—」は、連結実質赤字額がないことを示しています。
- 3 将来負担比率の「—」は、将来負担比率が算定されないことを示しています。
- 4 括弧内には早期健全化基準を記載しています。

2 資金不足比率の状況

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示しています。
- 2 括弧内には経営健全化基準を記載しています。

〔参考〕各指標の解説

実質赤字比率

一般会計等（一般会計、土地取得・旭平和墓園事業特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（従来の「実質収支比率」と同じ）
（計算式）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

注：黒字の場合は「－」で表記する。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
（計算式）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

注：黒字の場合は「－」で表記する。

連結対象には、一部事務組合、広域連合、土地開発公社、第三セクター等は含まれない。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金（一般会計、土地取得・旭平和墓園事業特別会計の元利償還金の全部）及び準元利償還金（水道事業会計、公共下水道事業会計、関係一部事務組合の元利償還金の一部）の標準財政規模に対する比率
（計算式）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \text{の3年平均}$$

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
（計算式）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} (\text{※1}) - \text{充当可能財源等} (\text{※2})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

※1 将来負担額

一般会計等の地方債現在高、債務負担行為支出予定額、公営企業債等（上・下水道）への繰出見込額、組合（陶生病院）等負担見込額、退職手当負担見込額、実質赤字額等の合計額

※2 充当可能財源等

基金残高、都市計画税の一部、使用料の一部、翌年度以降交付税算入見込額の合計額

資金不足比率

公営企業ごと（水道事業、公共下水道事業）の資金の不足額（一般会計等の実質赤字に相当）の事業の規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額）に対する比率
（計算式）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(資料) 健全化法における会計区分・健全化判断比率等と本市の会計等の関係について

健全化法における会計区分			本市の会計		① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
一般会計等	1 ① 一般会計		一般会計					
	1 ② 一般会計に属する特別会計	公債管理						
		母子寡婦福祉共済						
		勤労者福祉共済						
公営事業会計	2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	① 国民健康保険	国民健康保険特別会計					
		② 介護保険	介護保険特別会計					
		③ 後期高齢者医療	後期高齢者医療特別会計					
		④ 農業共済						
		⑤ 老人保険医療						
		⑥ 介護サービス						
		⑦ 駐車場						
		⑧ 交通災害共済						
		⑨ 公営競技 等						
	3 公営企業に係る会計	法適用企業・法非適用企業	① 水道事業	水道事業会計				
			③ 工業用水道					
			④ 鉄道, 軌道					
			④ 自動車運送					
公営企業会計	法適用企業・法非適用企業	⑤ 電気, ⑥ ガス						
		⑧ 病院						
		⑭ その他法適用事業						
		② 簡易水道						
		④ 船舶, ⑦ 港湾						
		⑨ 市場, ⑩ と畜場						
		⑪ 宅地造成						
		⑫ 下水道	公共下水道事業会計					
		⑬ 観光施設						

区分	分野	一部事務組合の名称	地方債残高
一部事務組合	公営企業	病院	公立陶生病院組合(法適) 有
	公営企業以外	ごみ処理	尾張東部衛生組合 有
		し尿処理	尾張旭市長久手市衛生組合
		看護学校	瀬戸旭看護専門学校組合
		退職手当	愛知県市町村退職手当組合
		医療保険	愛知県後期高齢者医療広域連合

区分	名称
地方三公社	(対象法人なし)
第三セクター	(対象法人なし)